

砂 川 市 訓 令 第 1 8 号

令和 5年 3月 3 1 日

砂川市戸籍総合管理システム管理運営要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市戸籍総合管理システム管理運営要領の一部を改正する訓令

砂川市戸籍総合管理システム管理運営要領（平成25年訓令第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「砂川市個人情報保護条例（平成14年条例第1号）及び砂川市個人情報保護条例施行規則（平成14年規則第4号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。